

2021/6/20 作成

宛先：西山キミエ成年後見人 安部 高樹 様  
辻 恭子 & 辻 俊雄 様  
辻恭子代理人 弁護士 谷 直樹 様  
弁護士 岩永 隆之 様  
辻 竜也 様  
西山 円 様

松山市道後湯之町 西山 紀男

### 辻恭子によって隠蔽された西山キミエの書類

1. 不動産取引等に使っていた十八銀行住吉支店の預金口座を解約している。  
平成2年6月、西山留太郎からの遺伝による精神病を発病した長女 昌子を  
自宅で療養させるよう医師に勧められた。  
自宅療養に適切な住宅を購入する必要に迫られ、母に資金援助を求めた。  
平成2年7月、諫早市城見町の馬場傘屋に賃貸していた宅地の売却を依頼した。  
母から「買い手が競い合い、思っていたより高く売れた」との連絡を受けた。

売却代金の一部（1,800万円）を受取るため母に同行し、十八銀行住吉支店で  
現金支払いを受けた。この時、母が呼んだ辻恭子も諫早から来て同行した。

その際、母が不動産取引等に利用していた預金口座は、後見等事務報告書に  
記載されていない。

また、次の支出は、後見等事務報告書に記載の預金口座の取引明細には記載  
がない。

- ① 次男 円の結婚式（1999年5月16日、ホテル オークラ）に出席した時、  
母からの祝い金、および出席のための旅費宿泊費。
- ② 紀男の喜寿祝い（2010年1月4日、丸山の青柳）での料亭の費用。

辻恭子は、キミエが不動産取引等に利用していた預金通帳を開示すべき。

また、辻恭子はこのときの売買契約書を隠蔽している。

城見町の土地2か所（馬場傘屋、菅原金物店）および喜々津の土地1か所、  
合計3か所の売買契約書は後見人に渡すべき。

2. 平成19年 ゆうちょ銀行の口座を解約し、新規に開設している。

後見人に引き渡された通帳の取引明細は次の記載。

19-01-12 30,000 で新規開設、17610 20792481 ニシヤマ キミエ  
その後、残高不足が分ると、時折、入金されている。  
毎年、4月と8月に次の自動引落しが続き、令和元年5月、後見人が停止する  
まで自動引落しが続いている。

20-04-25 (簡易保険) 15,400 引落し

20-08-25 (簡易保険) 13,090 引落し

辻恭子は、解約した郵便貯金口座の通帳を開示すべき。

3. 西山 和子と紘二が所有する駐車場の賃貸料が振込まれている預金口座は、平成19年5月、西山キミエの成年後見人が選任されるまで、辻恭子による支出のため、恒常的に残高ゼロの状態が続いていた。  
辻恭子は、横領した金額を所有者へ返却すべき。
4. 西山 キミエおよび和子が所有する土地の権利書は成年後見人へ引き渡すべき。  
キミエ 長崎市泉二丁目5 1 4番の土地(宅地、262.64㎡)  
キミエ 諫早市城見町4 6番の土地(雑種地、202㎡)  
和子 諫早市城見町4 5番の土地(雑種地、151㎡)
5. 西山和子の通帳は、2021年2月、和子に成年後見人が選任され、「辻恭子が隠蔽していたことが判明した。」  
通帳の過去の取引については、現在、成年後見人が調査している。
6. 2018年11月30日、キミエの相続準備のための話し合いの席で、辻俊雄は、「二世帯住宅の購入費用は、3,500万を3,00万に割引いてもらった。」  
左右2本の指を立てて、「キミエ1,500万、俊雄1,500万」と指を合わせて実演した。」と虚偽の説明をした。

美年子が帰崎のおり、仏壇をお参りに行った。

その時、キミエ母は「この新しい家のために3,500万円を辻に渡した。

建物は共同名義にした。」と言った。

このお金は「喜々津の土地を売った。」と美年子に伝えた。

美年子は、西山は先祖代々、喜々津にも土地を所有していたのか？

とびっくりした。

この金額（3,500万円）は、税金等経費を含めた総額である。  
部屋が7部屋あり、各部屋のクーラー代、照明器具代、カーテン、ベッド4台、  
等の設備費用や取得税、登記費用などに当てられたことだろう。  
キミエ母が、3,500万円を渡した、と言ったことは証明された。

また、下記の不動産事項証明の内容から、「1,500万のローンを組んで支払った」  
との辻俊雄の説明は虚偽である。

事実は、税務署からの課税を逃れるためにローンを組み、申告した。

平成2年11月2日 債務額 1,850万円 金銭消費貸借設定

平成7年10月12日 債務額 1,690万円 金銭消費貸借解除

5年後、キミエからもらった資金（3,500万円）で完済した。

次に証拠を示します。

後見等報告書に添付の全事項証明（土地の表示）に、記載されている。

長崎県長崎市泉2丁目514「権利部（乙区）所有権以外の権利に関する  
事項」を貼付けます。

| 権利部 (乙区) (所有権以外の権利に関する事項) |       |                       |  |
|---------------------------|-------|-----------------------|--|
| 順位番号                      | 登記の目的 | 受付年月日・受付番号            | 権利者その他の事項  |
| 1                         | 抵当権設定 | 平成2年11月15日<br>第27687号 | 原因 平成2年11月2日金銭消費貸借同日設定<br>債権額 金1,850万円<br>利息 年5・2% (ただし、月割計算 月未満の期間は、年365日日割計算)<br>損害金 年14・5% 年365日日割計算<br>債務者 長崎市泉町514番地<br>辻 俊雄<br>抵当権者 東京都文京区後楽一丁目4番10号<br>住宅金融公庫<br>(取扱店 株式会社十八銀行)<br>共同担保 目録(ウ)第1205号<br>順位1番の登記を移記 |
|                           | [余白]  | [余白]                  | 昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記<br>平成6年9月8日  |
| 2                         | 抵当権設定 | 平成7年10月13日<br>第25568号 | 原因 平成7年10月6日保証委託契約に基づく求償債権平成7年10月12日設定   |

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D82463 ( 1 / 1 ) 1 / 2

| 順位番号 | 登記の目的   | 受付年月日・受付番号            | 権利者その他の事項  |
|------|---------|-----------------------|--|
|      |         |                       | 債権額 金1,690万円<br>損害金 年15% (年365日日割計算)<br>債務者 長崎市泉二丁目10番17号<br>辻 俊雄<br>抵当権者 長崎市出島町10番10号<br>長崎保証サービス株式会社<br>共同担保 目録(ウ)第1602号 |
| 3    | 1番抵当権抹消 | 平成7年10月13日<br>第25596号 | 原因 平成7年10月12日解除  |
| 4    | 2番抵当権抹消 | 平成20年4月11日<br>第10602号 | 原因 平成20年4月3日放棄   |

7. 美年子から一言申し上げます。

水、電気、NHK料金について。

2021年6月14日、辻恭子の代理人 谷 弁護士より来たメールの中、「後見人から返還を求められてないから返還は必要ない。」との旨、拝読しました。

安部後見人の判断は中立ではない、と思います。

キミエの老人ホーム入居後の、辻俊雄、辻恭子、辻朱美、の3人の生活費です。

キミエは在宅して無いので、その時点で辻俊雄は世帯主としての責任でキミエの名義から辻俊雄の名義に変えるべきでした。

これは、以前の文書で、キミエから了解を取っていた、とのその場しのぎの嘘と弁解で後見人を納得させていました。

キミエが了解した、との証拠は何も残っていません。

老人ホームに入る年寄りに了解を取って、水代金等をキミエに頼らなければ  
ならないほど辻俊雄は墮落していらしたのですか？

「水を飲んだ、シャワーを浴びた、クーラーを使った」は事実です。  
そのおかげで今も存命していらっしゃるのです。

同居を始められた直後、美年子がキミエを訪ねたおり、キミエ母が、「ガス代は辻が  
持つ、電気代と水道代は私が持つ。」と話しました。  
固定資産税は辻が建物を持つ、西山が土地を持つ、と聞きました。

キミエに後見人が付いて、ようやく水道代、電気代の契約者が、辻俊雄になりました。  
キミエの口座から費消された水道代、電気代、NHK視聴料は以前に後見人宛に数回  
請求しています。

この小さな金銭の問題を裁判にかけて弁護士さんに費用を払うことは、81歳の西山  
にとっては大きなエネルギーと時間の損失です。

辻さんは、この件で裁判に勝つ、との自信がおありですか？  
この裁判は、西山円、辻竜也、に引き継がれるでしょう。

最近の辻さんは、美年子が初めて出会った頃の印象、お若い頃と比べて随分、変られ  
ましたね。

2018年11月30日、美年子に「魔物がついている。孫を追い込んでいる。」と突然、  
威嚇しました。

横浜にいる孫は、遠くから成長を見せてもらっているだけです。

孫は人格があり、一人の人です。

祖父母が介入することは許されません。

辻さんは、自分の孫にあれこれ言っているのですか？

令和元年12月19日付の、辻からの書状には、「12月1日付の美年子からの書状は、  
妄想により記述されている。」と美年子を脅しました。

遂には、

1. 西山キミエの葬儀に喪主宣言

2. 西山の法名に介入

西山紀男が心を込めて長延寺にお願いした法名、長延寺のご厚意で素晴らしい法名  
をつけていただいた。

法名「釋眞恵信女」、これに対して辻は、再度お寺に行って院号に改めるよう、指示命令してきました。

辻が西山家の法名に介入する権利は無い。

何故、ありがたい、と感謝の気持ちをお寺（西山の菩提寺）に抱かないのですか？

辻さんは、大きな、立派な家に住まい、良い車に乗って（100万円はキミエの口座から費消）、美人でお洒落な奥様と連れ添って、豊かな熟年をお過ごしですね。

喪主、法名の件など、辻が西山家に介入し、長男の紀男に指示。命令することは傲慢で横暴なことだと思います。

このことを親友に相談したところ、「妹さん夫婦は常軌を逸しているね。」と言われました。

辻の喪主介入、法名介入について、夫紀男は、「辻の西山に対する反乱だ。」と怒っています。

この反乱については、岩永弁護士に、即刻お願いしました、

美年子は、結婚して、横山とは他人となり、西山の人間になりました。

恭子は、結婚して辻の人間となり、西山とは他人です。

西山の当主は、あくまでも紀男です。

夫の最近を傍で見ていると、いたたまれなく書かせていただきました。

何卒、ご理解いただきますように。

以上、